

令和元年9月3日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和元年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 1 0 9 号 平成 3 0 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 1 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 0 号 平成 3 0 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 272 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 1 号 平成 3 0 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 285 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 2 号 平成 3 0 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 304 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 3 号 平成 3 0 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 313 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 4 号 平成 3 0 年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 336 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 5 号 平成 3 0 年度杵築市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 345 ペ ー ジ -
- 議案第 1 1 6 号 平成 3 0 年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決 算 書 356 ペ ー ジ -

- 議案第 1 1 7 号 平成 3 0 年度杵築市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 367 ページ -
- 議案第 1 1 8 号 平成 3 0 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 384 ページ -
- 議案第 1 1 9 号 平成 3 0 年度杵築市水道事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 1 ページ -
- 議案第 1 2 0 号 平成 3 0 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 29 ページ -
- 議案第 1 2 1 号 平成 3 0 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 49 ページ -
- 議案第 1 2 2 号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号） - 補正予算書 1 ページ -
- 議案第 1 2 3 号 令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号） - 補正予算書 7 ページ -
- 議案第 1 2 4 号 令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） - 補正予算書 11 ページ -
- 議案第 1 2 5 号 令和元年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） - 補正予算書 15 ページ -

- 議案第 1 2 6 号 令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 2 7 号 令和元年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 2 8 号 令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 27 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 2 9 号 令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 31 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 0 号 令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 35 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 1 号 令和元年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 39 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 2 号 令和元年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 41 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 3 号 杵築市印鑑条例の一部改正について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 4 号 杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
－ 議 案 書 9 ペ ー ジ ー

- 議案第 1 3 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について
- 議案書 14 ページ -
- 議案第 1 3 6 号 杵築市庁舎等複合施設整備基金条例の制定について
て
- 議案書 34 ページ -
- 議案第 1 3 7 号 杵築市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案書 37 ページ -
- 議案第 1 3 8 号 杵築市立大田こども園条例の一部改正について
- 議案書 40 ページ -
- 議案第 1 3 9 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案書 42 ページ -
- 議案第 1 4 0 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正について
て
- 議案書 58 ページ -
- 議案第 1 4 1 号 杵築市消防団条例の一部改正について
- 議案書 66 ページ -
- 議案第 1 4 2 号 杵築市立杵築幼稚園預かり保育条例の制定について
て
- 議案書 68 ページ -
- 議案第 1 4 3 号 訴訟上の和解について
- 議案書 71 ページ -

議案第 1 4 4 号 市道の路線廃止及び路線認定について

－ 議案書 74 ページ －

報告第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市一般会計補正予算(第2号)
)

－ 議案書 86 ページ －

報告第 2 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について

－ 議案書 87 ページ －

報告第 2 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について

－ 議案書 88 ページ －

議案第133号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成17年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第6条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「住民基本台帳法」を「法」に、「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第7条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に改め、同条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされ

ている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第16条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、同項第4号中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 1 3 4 号

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

- 2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。
- 3 月額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。
- 4 日額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。
- 5 時間額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務

1 時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た数を7.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

6 報酬の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して予算の範囲内で任命権者が定めなければならない。

7 期末手当の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号。以下「給与条例」という。）第24条第2項に定める額を超えない範囲内で任命権者が定めなければならない。

8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

（費用弁償）

第3条 前条第1項の職員（任期が1月以上かつ1週間の勤務日が平均3日以上職員又は1週間の勤務時間が平均30時間以上の職員に限る。）が給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至ったとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡、その職務の特殊性等を考慮して予算の範囲内で任命権者が決定する。

（給料等）

第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対しては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、

特殊勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

3 給料の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して予算の範囲内で任命権者が定めなければならない。

4 期末手当の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して給与条例第24条第2項に定める額を超えない範囲内で任命権者が定めなければならない。

(支給)

第5条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び前条第1項に規定する手当に限る。次条及び第7条において同じ。)の支給については、前3条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

2 支給日については、一般職の常勤職員の例による。ただし、報酬の額を日額又は時間額で定める者に対する報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月の給与条例第9条の支給日と同日に支給する。

(減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第7条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第2条か

ら前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	月額
一般事務補助員、作業員、学校主事、調理員、保育教諭、幼稚園教諭、司書その他の高度な資格又は専門的な知識、技術、経験等を要しない定型的な業務若しくは補佐的な業務を行う職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
バス運転手、正看護師、管理栄養士、介護認定調査員その他の高度な資格又は専門的な知識、技術、経験等を要する職で業務の管理を行う職	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
介護支援専門員、社会福祉士、保健師、危機管理専門員その他の究めて高度な資格又は専門的で高度な知識、技術、経験等を要する職で複雑で困難な業務の管理若しくは指導を行う職	給与条例別表第1行政職給料表に定める3級における最高の号給の給料月額

議案第 1 3 5 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行等に伴う関係条例の整理について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に
伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(杵築市政治倫理条例の一部改正)

第1条 杵築市政治倫理条例（平成19年杵築市条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「（臨時職員及び嘱託職員を含む。）」
を削る。

(杵築市職員定数条例の一部改正)

第2条 杵築市職員定数条例（平成17年杵築市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）」
を「勤務する職員」に改める。

第4条第2項中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第5
条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の
次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものを除
く杵築市に勤務する職員をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「
法」という。）第3条第3項に規定する特別職
- (2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- (3) 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を
占める職員

(杵築市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
改正)

第3条 杵築市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（
平成17年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲」とする。

第8条第1項中「、公務及び次に掲げる業務の遂行中に交通事故又はその他の事故により」を削り、「第16条第2号」を「第16条第1号」に改め、同項各号を削る。

(杵築市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 杵築市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年杵築市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年杵築市条例第 号）第2条第3項の報酬の基本額をいう。）の月額（日額又は時間額の報酬を受ける職員にあっては、月額に相当する額））」を加え、「給与」を「給与等」に改める。

(杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年杵築市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項中「ところにより、4週間ごとの期間につき8日（」を「ところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った8日以上の日、）」に改め、同項ただし書中「により、4週間ごとの期間につき8日（」を「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、）」に改め、「割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第9条第1項中「継続的な勤務」を「断続的な勤務（以下この条において「断続的勤務」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項中「前項に掲げる勤務」を「断続的勤務」に改め、「（以下「時間外勤務」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずること

ができる時間数の上限その他の必要な事項は、任命権者が定める。

第20条の見出し中「臨時職員及び非常勤職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員及び非常勤職員（短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的任用職員及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成27年杵築市条例第18号」の次に「。以下「任期付条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

（4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）

（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ） 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非

常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （1） 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- （2） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条

において「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期

の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合第3条に次の2号を加える。
 - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第15条中「過員を生ずること」を「次に掲げる事情」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 過員を生じること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同

じ。) を短時間勤務職員として引き続き任用しておく
ことができないこと。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の特例)

第 17 条の 2 育児短時間勤務をしている職員についての任期
付条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

任期付条例 第 7 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月 額は、その者の受ける号給に応じた 額に、勤務時間条例第 3 条第 2 項の 規定により定められたその者の勤務 時間を同条第 1 項に規定する勤務時 間で除して得た数 (以下「算出率」 という。) を乗じて得た額とする
任期付条例 第 7 条第 3 項	相当する 額	相当する額に算出率を乗じて得た額

第 20 条中「育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を
している職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の 2 号
を加える。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をして
いる職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職
員 (地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時
間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職
員等」という。) を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第21条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を、「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年杵築市条例第28号)」を「勤務時間条例」に改め、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平

成 17 年杵築市条例第 244 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例(平成 17 年杵築市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

(公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 9 条 公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例(平成 19 年杵築市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 10 条 杵築市職員の給与に関する条例(平成 17 年杵築市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 24 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 25 条第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 27 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第29条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第29条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

第30条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年杵築市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第12条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条第2項第1号中「法第28条第4項」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第4項」に改め、「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第15条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外等)

第15条 第4条、第6条、第11条、第13条及び前条の規定は、法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。) には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は就業規程により、

勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。
)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った
もので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間
により勤務することとされているものに対して退職手当を支給
する。

3 第12条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6月
未満のものその他の任命権者が定めるものには適用しない。

4 第4条、第6条及び第14条の規定は、法第28条の4第
1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは
第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第2
0条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)
」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 第15条第2項に規定する職員以外の法第22条の2第1
項第2号に掲げる職員の第15条第2項に規定する勤務した
月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、
その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(杵築市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第12条 杵築市職員の旅費に関する条例(平成17年杵築市条
例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「常勤の職員」を「職員」に改める。

(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第13条 杵築市職員の退職手当に関する条例(平成17年杵築
市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に

掲げる者及び法第28条の4第1項の規定により採用された者には退職手当を支給しない。

第4条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第5条第1項第1号中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第6条第1項第1号中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第14条第3項第4号、第5項第2号及び第8項第4号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第16条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第16条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職

業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

第18条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則に次の2項を加える。

11 令和4年3月31日以前に退職した職員等に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定

する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（
アに掲げる者を除く。）

」とする。

- 12 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第4条から第6条の2まで、第10条及び第10条の2の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

（杵築市職員退職手当基金条例の一部改正）

- 第14条 杵築市職員退職手当基金条例（平成17年杵築市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杵築市職員（市長、副市長、教育長及び杵築市職員定数条例（平成17年杵築市条例第21号）第2条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の退職により、」を「杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年杵築市条例第38号）及び杵築市職員の退職手当に関する条例（平成17年杵築市条例第45号）の規定に基づき支給する」に改める。

（杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第15条 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

職員（以下「職員」という。）を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用されたもの（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたもの（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「職員」という。）」に改める。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

第20条を次のように改める。

(特定職員についての適用除外等)

第20条 第4条から第6条まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第14条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6月未満のものその他の任命権者が定めるものには適用しない。

3 第5条、第6条及び第16条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

附則に次の1項を加える。

3 第16条第2項に規定する職員以外の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の第16条第2項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(杵築市立山香病院定数条例の一部改正)

第16条 杵築市立山香病院定数条例（平成17年杵築市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常時勤務する一般職に属する職員（特別職及び臨時の職員を除く。以下「職員」という。）」を「勤務する職員」に改める。

第4条中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものを除く杵築市立山香病院に勤務する職員をいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「

法」という。) 第3条第3項に規定する特別職

(2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

(3) 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を
占める職員

(杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第17条 杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例(平成23年杵築市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中杵築市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第8条第1項の改正規定(「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める部分に限る。)、第10条中杵築市職員の給与に関する条例第24条第1項、第25条第2号、第27条第1項及び第30条第6項の改正規定、第11条中杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第12条、第13条及び第14条第2項第1号の改正規定、第13条中杵築市職員の退職手当に関する条例第18条第1項第2号の改正規定、第15条中杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条及び第15条の改正規定並びに同条例第16条第3項第2号の改正規定(「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る部分に限る。)並びに第17条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

議案第136号

杵築市庁舎等複合施設整備基金条例の制定について

杵築市庁舎等複合施設整備基金条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市庁舎等複合施設整備基金条例

(設置)

第1条 庁舎等複合施設を整備するため、杵築市庁舎等複合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、庁舎等複合施設を整備するため必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第137号

杵築市森林環境譲与税基金条例の制定について

杵築市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項の規定により森林の整備及びその促進に関する施策を実施する費用に充てるため、杵築市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第138号

杵築市立大田こども園条例の一部改正について

杵築市立大田こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立大田こども園条例の一部を改正する条例

杵築市立大田こども園条例（平成27年杵築市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条各号及び第9条第2項中「子ども・子育て支援法」を「法」に改める。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第30条の5の認定を受けた利用者については、認定を受けた期間における預かり保育料を免除する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（給食費）

第12条 法第19条第1項第1号又は第2号の教育・保育給付認定を受けた教育・保育給付認定子どもにおいて、こども園から給食の提供を受けた場合は、別表第2に定める額を納付しなければならない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

区分	給食費
主食費	1月当たり 500円
副食費	1月当たり 3,500円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第139号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に

規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育

給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項

中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「食事の提供」の次に「(次に掲げるものを除く。)」を加え、「(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(

アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に、「及び第19条」を「、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認

定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条（見出しを含む。）、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもの保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる」を「同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）

の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3

歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行

う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（２） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（１） 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（２） 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、

法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあ

るのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」を「をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」に、「同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中」を「同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第

40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」

とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「第２項から第４項まで」とする。

第５２条第１項及び第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第３項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子どもに係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育

所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）に、
「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第140号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部改正について

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「別表第1に定める額」を「0円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「別表第3」を「別表」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1から別表第3までを削り、附則の次に次の1表を加える。

別表（第3条関係）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条における保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保	0円	0円

		護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		
第2階層	第1階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
第3階層	を除き、当該年度の市町村民	市町村民税 均等割課税 世帯及び市町村民税所得割課税額 48,600円未満	14,500円	13,500円
第4階層	税の額の区分が次	市町村民税 所得割課税 額72,800円未満	20,500円	19,500円
第5階層	の区分に	市町村民税 所得割課税	24,500円	23,500円

	該当 する	額 97,000円未満		
第6 階層	世帯	市町村民税 所得割課税 額 115, 000円未 満	30,500円	29,500円
第7 階層		市町村民税 所得割課税 額 169, 000円未 満	36,500円	35,500円
第8 階層		市町村民税 所得割課税 額 235, 000円未 満	42,500円	41,500円
第9 階層		市町村民税 所得割課税 額 301, 000円未 満	48,500円	47,500円
第1 0階 層		市町村民税 所得割課税 額 301, 000円以 上	60,000円	59,000円

備考

- 1 4月から8月までの間に教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定を行う場合にあっては、この表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。
- 2 階層区分の認定における当該年度（4月から8月までの間にあっては、前年度）分の市町村民税の課税状況は、教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定保護者の前年（1月から8月までの間にあっては、前々年）の収入の合計が100万円未満の場合であって、当該教育・保育給付認定保護者以外の同居の扶養義務者（主としてその収入により生計を維持するものに限る。）があるときは、当該扶養義務者）に係る当該市町村民税の合計額により判定するものとする。
- 3 この表において、「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割を、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課するものを除く。）をいう。
- 4 所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 この表において、「保育標準時間」とは府令第4条第1項の規定により、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量を、「保育短時間」とは同項の規定により、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量をいう。
- 6 教育・保育給付認定保護者が里親である場合における当

該里親に係る利用者負担額は0円とする。

- 7 児童の属する世帯が第3階層と認定された世帯又は市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は府令第22条各号に規定する者のいずれかに該当する場合のこれらの者の属する世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

階層 区分	定義	利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第2 階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3 階層	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満	6,750円	6,250円
第4 階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上72,800円未満	9,000円	8,500円
第5 階層	市町村民税所得割課税額72,800円以上77,101円未満	9,000円	8,500円

- 8 児童の属する世帯が第1階層又は第2階層以外の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第

1 欄に掲げる児童が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の利用者負担額とする。ただし、児童の属する世帯が7に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、7に掲げる利用者負担額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記8に掲げる施設を利用している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	別表に定める額
イ 上記8に掲げる施設を利用しているア以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	別表に定める額×0.5
ウ 上記8に掲げる施設を利用している上記以外の児童	0円
(注) 10円未満の端数は、切り捨てる。	

9 児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等がいる世帯において、次表の第1欄に掲げる児童については、それぞれ第2欄により計算して得た額をその児童の利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 特定被監護者等のうち小学校就	別表に定める額×0.5

<p>学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども</p>	
<p>イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>別表に定める額×0.5</p>
<p>ウ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>0円</p>
<p>エ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>0円</p>
<p>(注) 10円未満の端数は、切り捨てる。</p>	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 1 4 1 号

杵築市消防団条例の一部改正について

杵築市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市消防団条例の一部を改正する条例

杵築市消防団条例（平成17年杵築市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職の処分を受けた者」を「懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 1 4 2 号

杵築市立杵築幼稚園預かり保育条例の制定について

杵築市立杵築幼稚園預かり保育条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立杵築幼稚園預かり保育条例

(趣旨)

第1条 この条例は、杵築市立杵築幼稚園において、保護者の生活形態の多様化等により、保育の延長を要する園児に対し、幼稚園の教育時間以外の時間帯における保育（以下「預かり保育」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形態)

第2条 預かり保育の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通年利用 年間を通じて利用することをいう。
- (2) 期間利用 一定期間又は継続的若しくは断続的に利用することをいう。
- (3) 一時利用 緊急又は一時的に利用することをいう。

(対象園児)

第3条 預かり保育の対象となる園児は、杵築市立幼稚園条例（平成17年杵築市条例第194号）第2条に規定する幼稚園に在籍し、保護者が預かり保育を希望する園児で、教育委員会が預かり保育を必要と認めるものとする。

(実施日)

第4条 預かり保育の実施日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、次に掲げる日は実施しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) その他教育委員会が必要と認める日

(実施時間)

第5条 預かり保育の実施時間は、教育委員会規則で定める。

(預かり保育料)

第6条 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）
は、別表のとおりとする。

2 前項の預かり保育料は、当該月の利用日数に応じて、翌月の
10日までに納付しなければならない。

(預かり保育料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、預かり保育料
を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会
規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

実施日	預かり保育料
月曜日から金曜日まで（第4条各号に掲げる日及び長期休業日（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。以下同じ。）を除く。）	1日当たり200円
土曜日及び長期休業日（第4条各号に掲げる日を除く。）	1日当たり300円

議案第 1 4 3 号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 2 項及び杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例（平成 2 2 年杵築市条例第 3 7 号）第 8 条の規定により適用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

本和解条項で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第 1 4 4 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
城山錦城線	404.3	2.5～ 25.0	杵築市大字杵築字浜蔵 19 番 2 地先 杵築市大字杵築字北浜 665 番 303 地先	

2 認定する路線

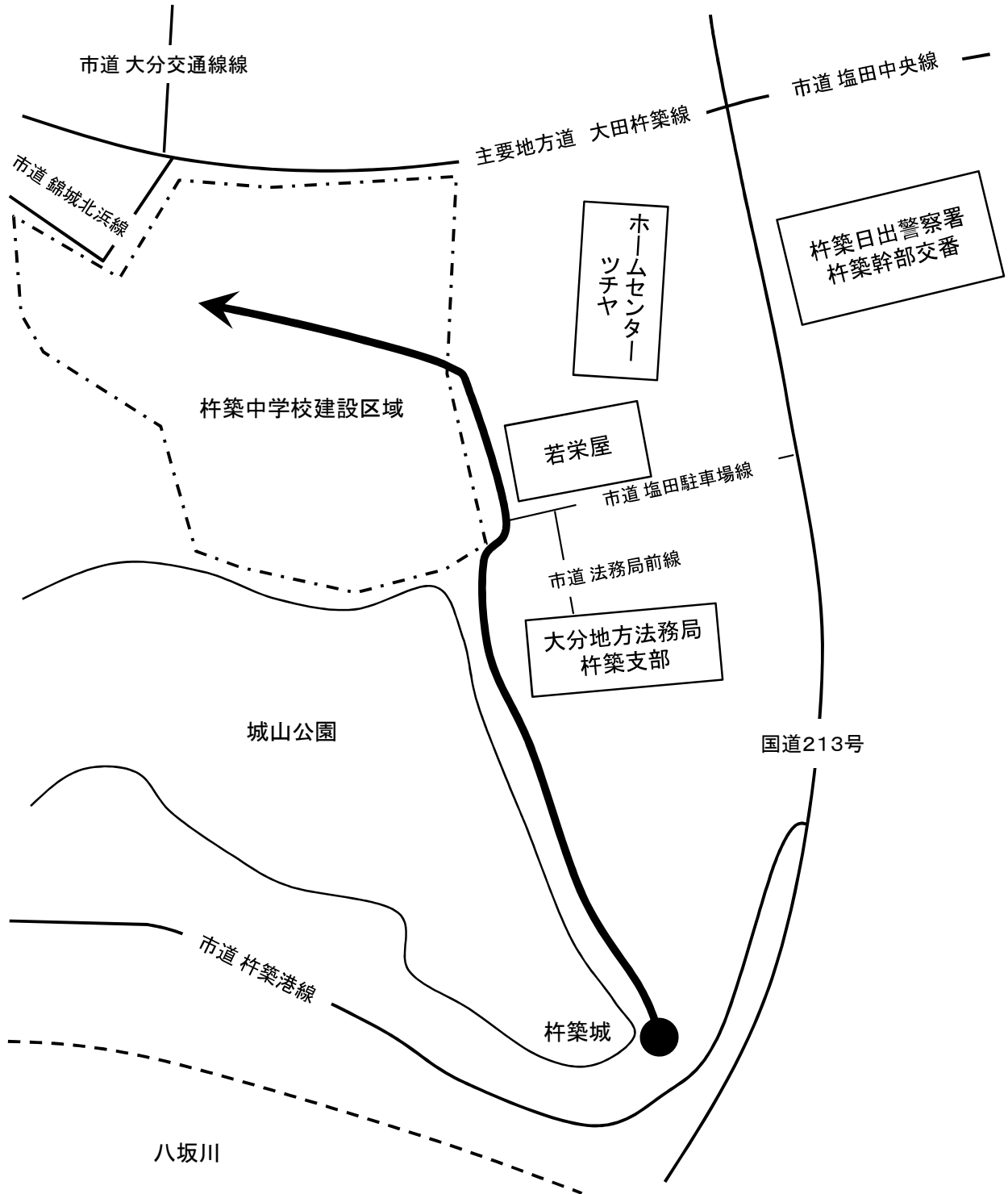
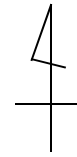
路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
乙房前田線	230.0	2.5～ 8.5	杵築市山香町大字下字乙房 1270 番 4 地先 杵築市山香町大字下字前田 884 番 地先	
城山北浜線	370.0	6.0～ 25.0	杵築市大字杵築字浜蔵 19 番 2 地先 杵築市大字杵築字北浜 665 番 388 地先	
南杵築田淵線	38.5	5.0～ 10.0	杵築市大字南杵築字田淵 2390 番 8 地先 杵築市大字南杵築字田淵 2390 番 7 地先	
近松寺 3 号線	44.0	6.2～ 8.2	杵築市大字南杵築字近松寺 463 番 10 地先 杵築市大字南杵築字近松寺 463 番 12 地先	
池ノ内 1 号線	38.0	6.1～ 10.2	杵築市大字南杵築字池ノ内 498 番 9 地先 杵築市大字南杵築字池ノ内 498 番 7 地先	
池ノ内 2 号線	38.0	9.1～ 14.1	杵築市大字南杵築字池ノ内 500 番 6 地先 杵築市大字南杵築字池ノ内 501 番 7 地先	

			先	
東大内山光 月線	175.0	2.5~ 4.2	杵築市大字大内字光月 3257 番 2 地先 杵築市大字大内字光月 3270 番 12 地先	
鍋倉古屋敷 線	210.0	3.0~ 17.0	杵築市大字守江字古屋敷 97 番 1 地先 杵築市大字守江字古屋敷 130 番 2 地先	

廃止

しろやまきんじょうせん
城山錦城線

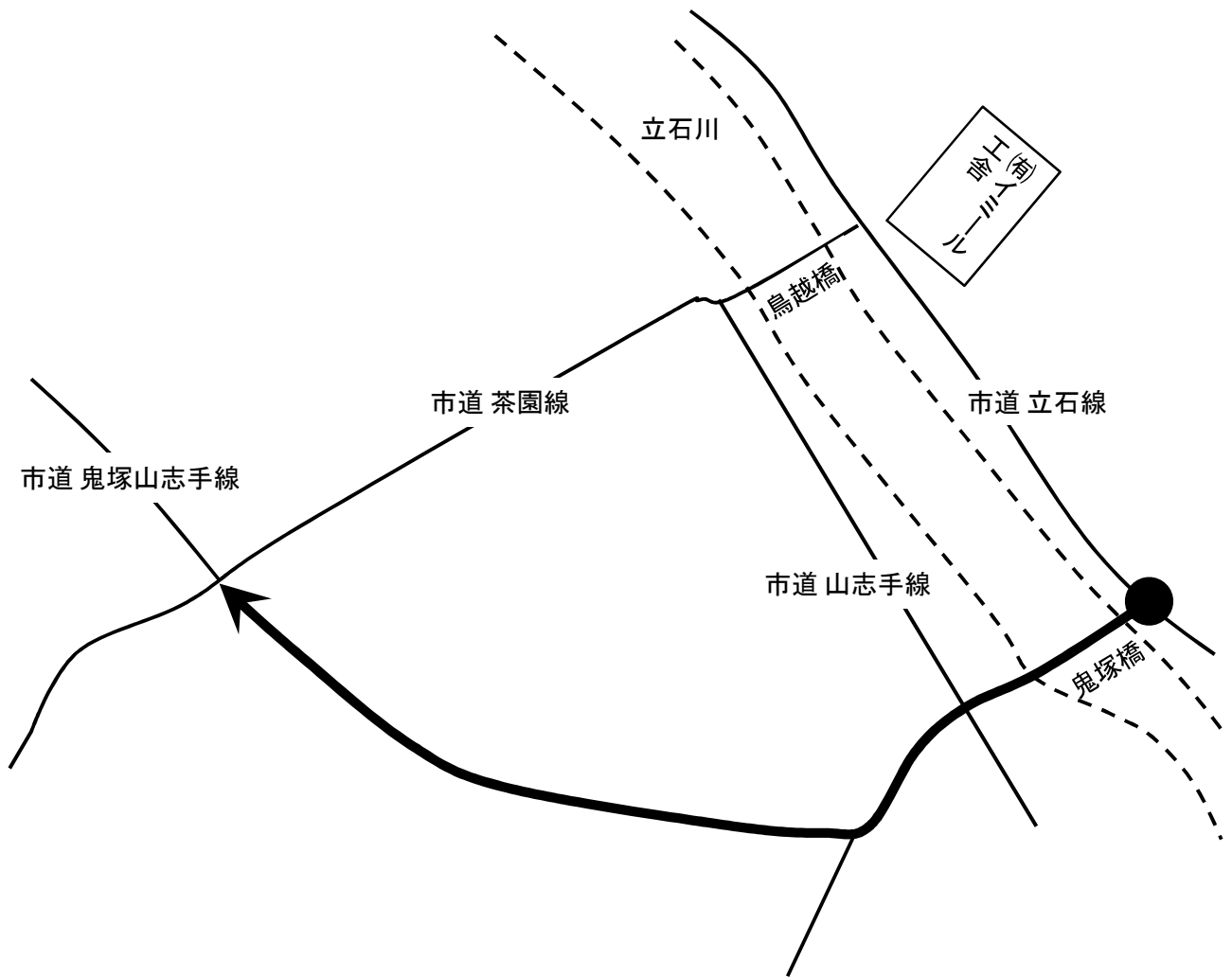
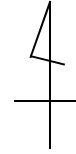
L = 404.3m
W = 2.5m ~ 25.0m



認定

おとぼまえだせん
乙房前田線

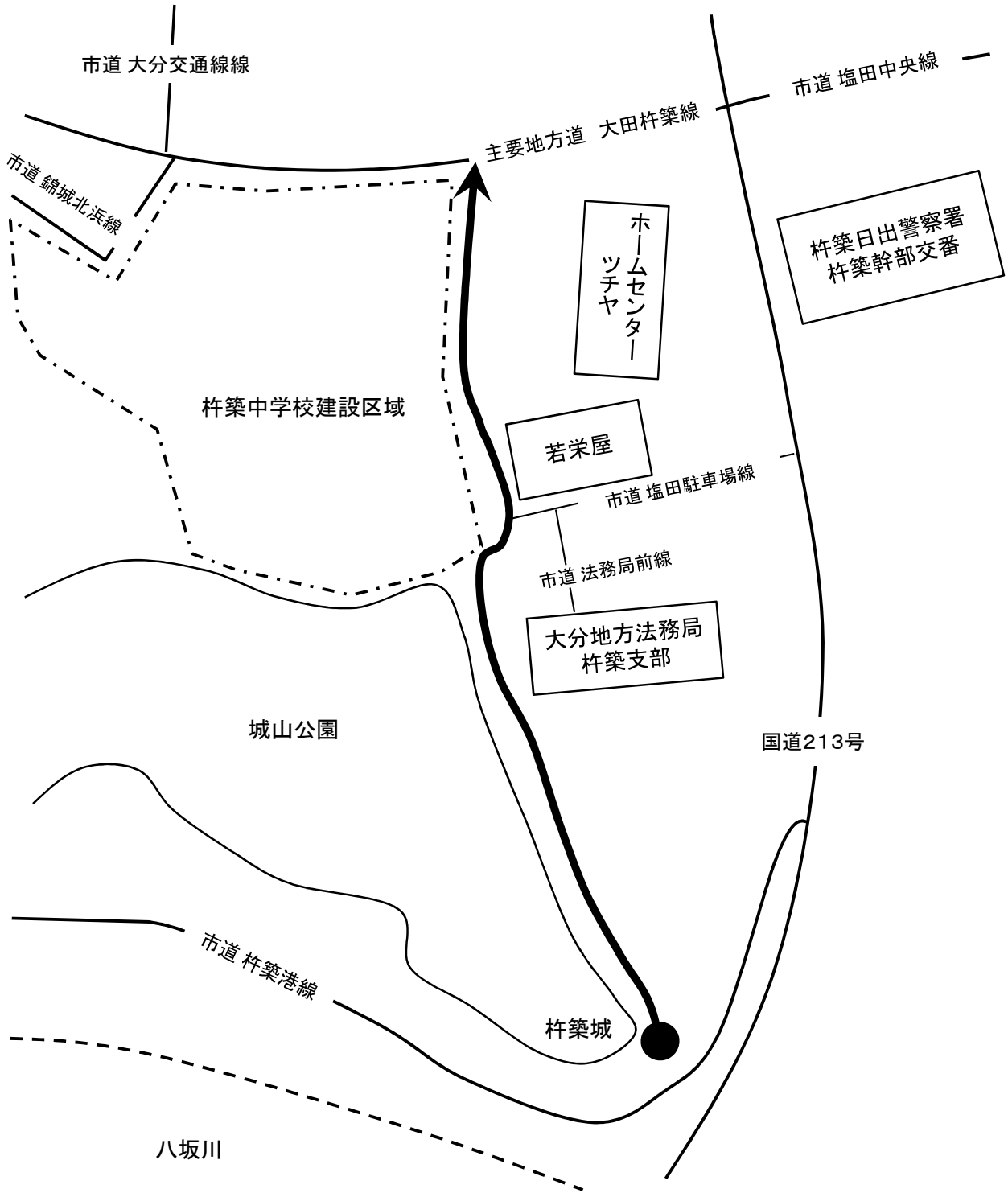
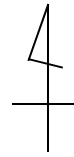
L = 230.0m
W = 2.5m ~ 8.5m



認定

しろやまきたはません
城山北浜線

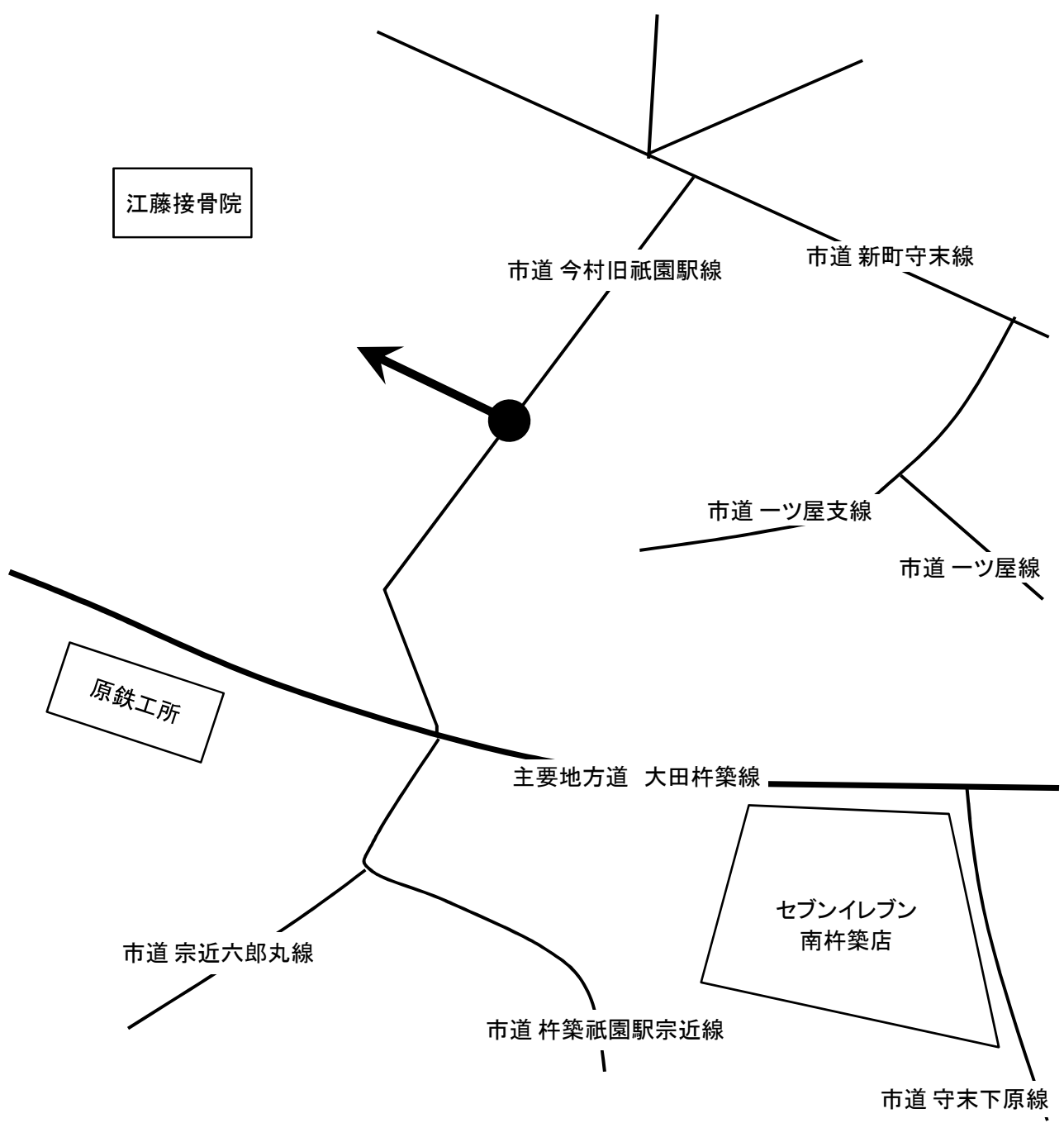
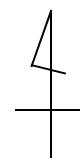
L = 370.0m
W = 6.0m ~ 25.0m



認定

みなみきつきたぶちせん
南杵築田湊線

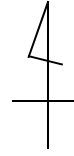
L = 38.5m
W = 5.0m ~ 10.0m



認定

きんしょうじさんごうせん
近松寺3号線

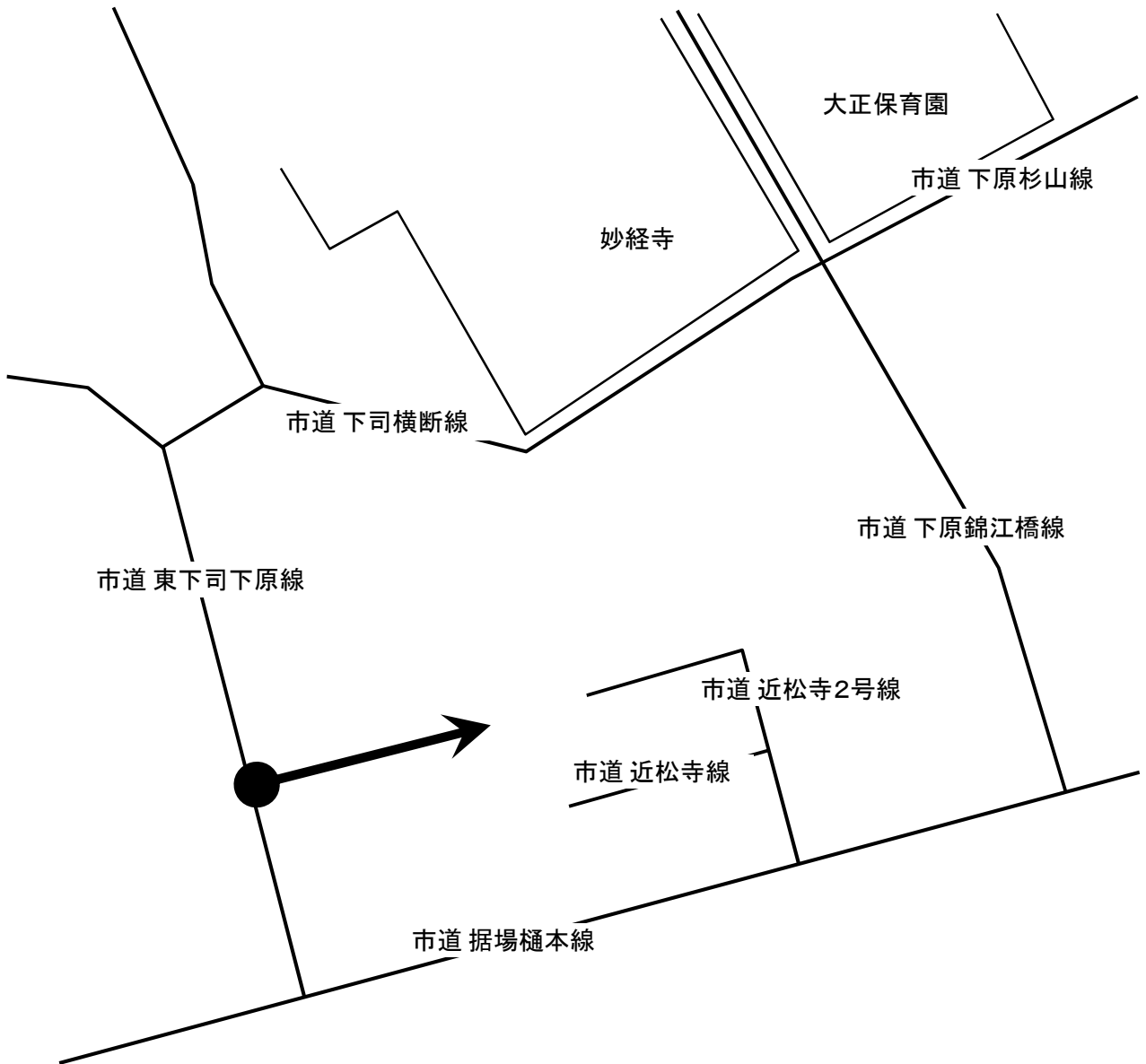
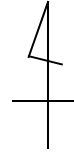
L = 44.0m
W = 6.2m ~ 8.2m



認定

いけのうちいちごうせん
池ノ内1号線

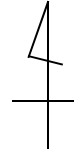
L = 38.0m
W = 6.1m ~ 10.2m



認定

いけのうちごうせん
池ノ内2号線

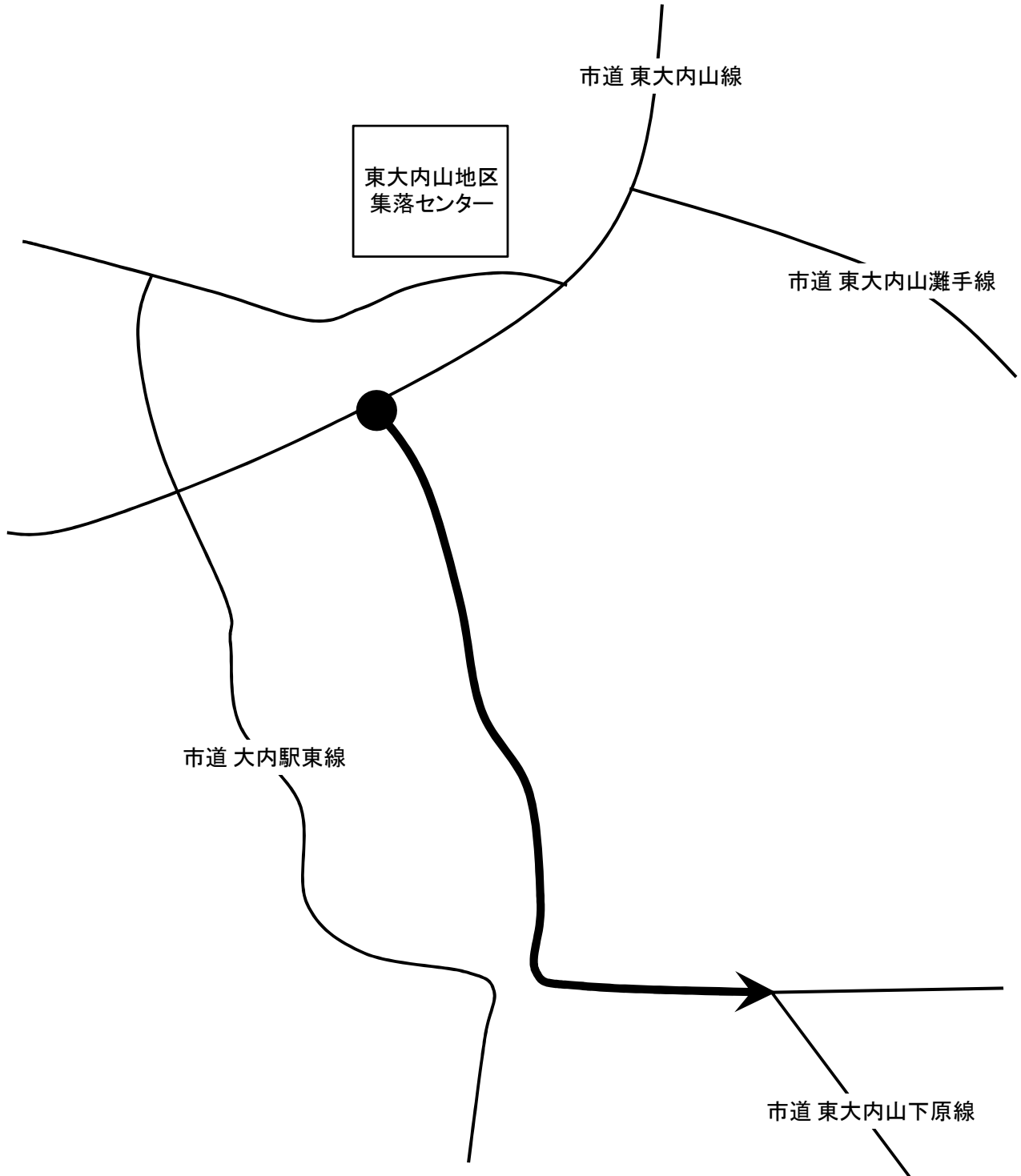
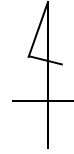
L = 38.0m
W = 9.1m ~ 14.1m



認定

ひがしおおちやまこうげつせん
東大内山光月線

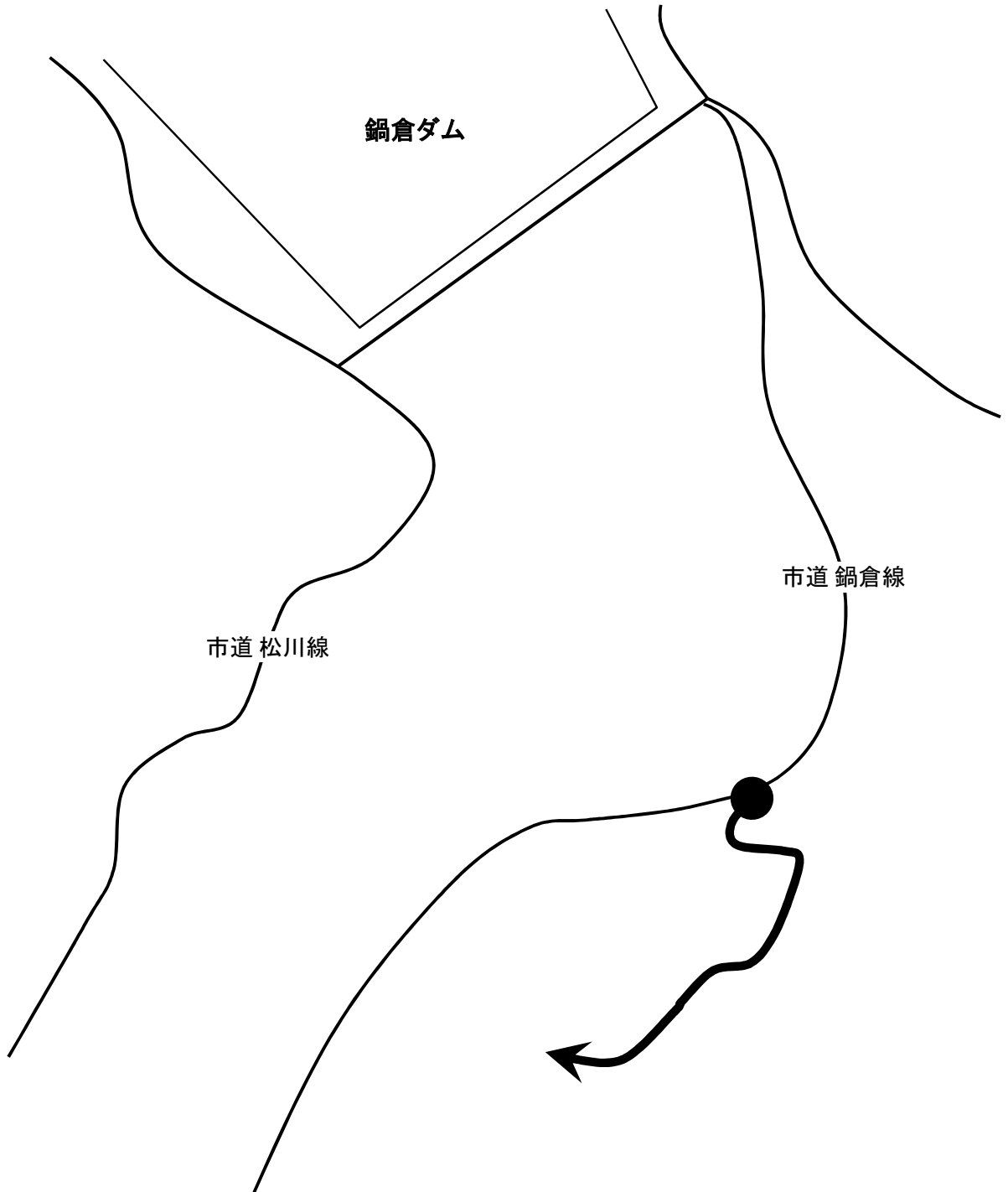
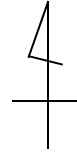
L = 175.0m
W = 2.5m ~ 4.2m



認定

なべくらこやしきせん
鍋倉古屋敷線

L = 210.0m
W = 3.0m ~ 17.0m



報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 2 号）・・・別冊

報告第 2 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 2 6)	— (1 8 . 2 6)	1 0 . 6 (2 5 . 0)	4 6 . 6 (3 5 0 . 0)

- (備考) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない
2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第 2 3 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、山香病院事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成30年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
 - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に20.0%

